

## 軽四輪車等に係る軽自動車税のグリーン化特例について

一定の性能を有する軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）について、新車新規登録をした翌年度分に限り、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を適用します。対象区分と税率については以下のとおりです。

### 適用される税率

車種	区分		標準税率	軽減税率（年額）	
				75%軽減	50%軽減
				電気自動車 燃料電池軽自動車 天然ガス軽自動車 （※1）	令和12年度 燃費基準 90%達成 （※2）
三輪	乗用	営業用	3,900円	1,000円	2,000円
	その他		3,900円	1,000円	対象外（※3）
四輪以上	貨物	営業用	3,800円	1,000円	
		自家用	5,000円	1,300円	
	乗用	営業用	6,900円	1,800円	
		自家用	10,800円	2,700円	対象外（※3）

※1 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制適合、又は、平成21年排出ガス規制適合かつNox（窒素酸化物）10%低減達成車に限ります。

※2 平成30年排出ガス基準50%低減達成車、又は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限ります。

※3 対象外の車両は、標準税率が適用されます。